
令和3年 第3回 球磨村議会定例会会議録(第3日)

令和3年6月9日(水曜日)

場所 球磨村議会議場

議事日程(第3号)

令和3年6月9日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(10名)

1番 板崎 壽一君	2番 東 純一君
3番 犬童 勝則君	4番 小川 俊治君
5番 高澤 康成君	6番 舟戸 治生君
7番 嶽本 孝司君	8番 多武 義治君
9番 田代 利一君	10番 松野 富雄君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 蔵谷 健	書記 山口 隆雄
---------	----------

説明のため出席した者の職氏名

村長	松谷 浩一君	副村長	門崎 博幸君
教育長	森 佳寛君	総務課長	永椎樹一郎君
復興推進課長	友尻 陽介君	税務住民課長	境目 昭博君
保健福祉課長	大岩 正明君	産業振興課長	犬童 和成君
建設課長	上薮 宏君	会計管理者	假屋 昌子君

午前10時00分開議

○議長（多武 義治君） おはようございます。傍聴の方、本日も大変ありがとうございます。

本日は全員ご出席です。これから本日の会議を開きます。

日程は配付してあるとおりです。

日程第1. 一般質問

○議長（多武 義治君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

通告順に従い、これから順次質問を許します。

まず初めに、6番、舟戸治生君。質問時間は60分です。6番、舟戸治生君。

○議員（6番 舟戸 治生君） おはようございます。議長にお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

令和2年7月4日、未曾有の豪雨災害が発生をしまして、私も被災をいたしました。そして全てをなくしたわけですが、家族が全員元気でありましたので、そこが救いでありました。朝の4時ぐらいに避難を始めたわけでありすけれども、濁流に追われながら、高台へと避難をいたしまして、高台から濁流、また濁流が家を飲み込む、橋が流れる、そういった姿を呆然と見つめておりました。自然災害の脅威をまざまざと見せつけられた瞬間でもありました。そして、時間もある程度過ぎまして、商工会の事務所が大変気になりましたので、国道に降りて瓦礫を縫いながら商工会事務所へと移動したんですけれども、小川橋までしか行くことができず、引き返してきたわけですが。そのとき、吉川さんの前まで来たとき、消防団員の方が止められまして、その団員は私の息子でありました。父ちゃん車を出してくださいということでありましたので、何をするかと思っておりましたところ、泥まみれになられた女の方をおんぶしてきました、避難所をお願いしますということでした。その方は、私の軽トラに横になると一緒に、恐ろしかったと一言でございました。あとから確認をしてみれば、2階に避難をされていて、水が来て、天井を打ち破り、天井に下がっていたと言っておられました。それから小川の公民館のほうに、茶屋地区のほうから上がりまして、公民館におられる方々をお願いをし、再び国道に戻り事務所へと行こうと思ったときに、信号機のところで、今度は自衛隊員の方に止められまして、車を出してほしいということでありましたので、いいですよということで待っておりましたところ、女性の方のご遺体でございました。自衛隊員も軽トラの荷台に乗られ、千寿園のほうにお願いしますということでありましたので、茶屋地区から小川地区に上がり、公民館の下を下り、学校の上の横道に行き、千寿園の玄関にたどり着き、自衛隊員の方が玄関にそのご遺体を置かれ

ました。そのときに、私が、こういったところにかわいそうですねと一言言いましたところ、それじゃあロビーに直しましょうということでロビーに入りましたところ、そこには、千寿園で亡くなられた方が、車いすに座った状態で何人もおられまして、顔にはタオルをかぶせてあったわけでありまして。そのときに、理事長が来られて、私たちがお運びしたご遺体を抱え起こして何であんたは若くして行くのかねと、泥まみれの顔を拭いておられました。ほんとにきれいな顔をしておられました。本当に苦しい表情ではありませんでした。そのとき、私も、二度とこういった災害は経験したくないと思った次第であります。そうしたことで、今日は、安心安全な観点から一般質問を行います。

それでは、指定緊急避難場所と指定避難所について。

指定緊急避難所は、災害が発生し、または発生する恐れがある場合、その危険から逃れるための避難場所として、洪水など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設、場所で、さくらドーム及び周辺施設、球磨中学校屋内運動場、同グラウンド、田舎の体験交流館さんがうら、コミュニティーセンターたかざわ、神瀬保育園が指定されています。また、指定緊急避難所では、指定避難所の機能を兼ねる福祉避難所は指定緊急避難場所と指定避難所の機能を兼ねる、そして、指定緊急避難場所及び福祉避難場所の備蓄品等は、村が優先的に整備をされるようですが、現状を伺いたいと思います。

次に、市房ダム、清願寺ダム、大久保ため池についてでありますけれども、令和2年7月3日から4日にかけて発生し、停滞した線状降水帯により、猛烈な雨に見舞われました。この豪雨により、球磨川本流及び複数の支流が増水氾濫し、幹線道路や村道が冠水、損壊、土石流出等により通行不能となり、村内のほぼ全ての集落が孤立状態となりました。その結果、25名の尊い村民の命が失われたことは、皆様もご存じと思います。そこで、市房ダムの緊急放流について伺います。

時間まではわかりませんが、豪雨の最中に市房ダムの緊急放流の予告報道がされ、私はどこに避難しようかと思いました。緊急放流されていたら、とてつもない被害になっていたと思います。緊急放流について、また緊急放流に伴う水位の上昇や被害はどのように想定されていたか伺いたいと思います。

次に、ライフラインの復旧対策について伺います。

球磨村は、豪雨災害で変わり果てたと思います。だけど、この災害で、食べ物大切さ、水のありがたさ、家族や友人の大切さ、当たり前前の生活ができていたことがどれだけ幸せなことか、全ての人たちが完全に日常を取り戻すには長い道のりが待っていると思います。球磨村簡易水道は橋梁に転換する水道管の流出や停電により断水しました。災害が発生し、被災した地域を中心に、被害状況調査を実施されたと思いますが、災害発生時、断水地域の把握、被災箇所の把握、

断水地域を中心とする水道管の被災状況の調査、排水施設等の被災状況、調査について伺いたいと思います。

次に、道路敷設について伺います。

道路、国道、県道、村道が被災を被り、移動もままならない中、住民らが自主的に地区の高台にある球磨村総合運動公園、さくらドームに避難、孤立集落で救出を待つ住民もヘリコプターでさくらドームへ運ばれました。さくらドームには屋根はあるが、壁や床はなく、地面にブルーシートを敷き、雨風が入込む中、避難生活が思い出されます。道路は、住民の日常生活、災害時の応急対策活動において、重要な役割を果たすと思います。村の管理する道路について、災害発生後調査点検を行い、被災状況や交通状況を把握されていると思いますが、現状を伺いたいと思います。

次に、産業基盤の整備について伺います。

産業基盤整備で、砂防、急傾斜崩壊防止施設、治山林道施設等において、災害発生後、速やかに災害状況の調査を行い、必要に応じて応急復旧を行うことが必要と思いますが、伺いたいと思います。

次に、頭首工及び農業用水路について伺います。

頭首工は、河川から必要な農業用水を取水する目的で設けられた施設と思います。管理者の方々は、頭首工の正常な機能を維持するために、取水口や取水堰にたまるごみの処理、堆砂の排除、施設付近の除草、清掃、管理業等の補修等周辺の整備を行うとともに、周辺の環境に配慮して、施設の保全に努めておられたと思います。令和2年7月豪雨災害で被害を受けたと思いますが、状況を伺いたいと思います。

再質問は、質問席から行います。

○議長（多武 義治君） 6番、舟戸治生君の質問に執行部の答弁を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 改めまして皆さんおはようございます。ただいま舟戸議員の質問を受け、昨年の発災時の舟戸議員の経験されたことを聞かせていただきました。本当に、二度とそのような住民の方が思いをされないような村づくりを今後していきたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、まず、指定緊急避難場所と指定避難所についてお答えいたします。

昨年7月の豪雨災害の経験や検証を踏まえ、今後起こり得る災害に備えるため、令和2年度において防災マップを全面的に見直し、指定緊急避難場所、指定緊急避難所についても見直しを行っています。球磨村復興計画においても、復興に向けた主要施策として、災害に強い村づくりに向けた復旧と備えを項目に上げ、避難対策の強化として、安全な避難場所、避難所、避難ルートの見直しを重点項目としております。備蓄品等については、指定緊急避難所には必要最小限の備

蓄品として、発電機、衛生用品、毛布等を備えてありますが、その点につきましても現在、かわせみ別館に備蓄してありますので、必要に応じて避難所に配布、備えるようにしております。

指定避難所につきましては、原則地域防災組織等により開設、運営すると球磨村地域防災計画に記載しておりますが、自主防災組織等から要望があれば、村が管理しております備蓄品を配布することとしております。今後、いろいろな要望等をお聞きしながら、必要な備蓄品等を精査した上で、計画的に、早急に整備しなければならないと考えております。

次に、市房ダム、清願寺ダム、大久保ため池等についてお答えします。

昨年7月4日の豪雨におきまして、流域の市町村長へ、市房ダムの異常洪水時防災操作、いわゆる緊急放流の可能性のある旨の連絡がありました。結果として、目安となる貯水位を超えても限界までため込み、その後、大雨のピークが過ぎたため、緊急放流は見合わせられました。緊急放流について水位の状況や上昇、被害をどのように想定したかについてですが、市房ダム管理事務所は、緊急放流の際の影響については、そのときの雨の降り方など、様々な要素が絡んでおり、具体的な数値を示すことは非常に困難としており、7月豪雨災害の検証委員会の資料では、仮に市房ダムが緊急放流を実施した場合、多良木町で90センチ、人吉市で40センチの水位上昇を想定していたということであり、このようなことから、球磨村では、40センチ以下の水位上昇が想定されていたという報告をいただきました。しかしながら、先ほどありましたように、雨の降り方、球磨川に注ぎ込む支流の水量と様々な要素が絡んでいるため、想定できることは非常に困難であり、常に球磨川上流の雨量、球磨川の水位、各支流の水位等を見極めながら、少しでも危険な状態であれば、早めに安全な場所への避難を促すことが重要であると思っておりますので、村民の命を守る行動を念頭に、避難指示等考えていかなければならないと思っております。

次に、ライフライン応急対策についてお答えいたします。

球磨村簡易水道事業における被災状況につきましては、国道の崩壊により埋設されていた配水管が破断したほか、主要道である相良橋と沖鶴橋に添加していた送水管、配水管が橋梁とともに流出いたしました。幸い、山間部に設置してある浄水施設は被害を免れたものの、河川に隣接する配管を中心に16か所が被災したことで、ほぼ全域で断水が発生いたしました。発災当初は、道路網の寸断により、調査活動に支障を来し、また、携帯電話の不通により、遠隔監視システムが作動しないなど、被害状況の全容把握に時間を要しました。復旧作業は困難な状況が続きましたが、長崎市上下水道局並びに熊本市上下水道局を初め、他自治体からの人的技術的支援をいただくことができ、簡易水道施設の応急、復旧、対応並びに断水区域に対する給水車による応急給水活動につきまして、対応することができました。

次に、道路敷設についてお答えいたします。

村が管理している道路において、災害発生後調査、点検を行い、被災状況や交通状況の把握に

については、建設課職員による巡回や行政区担当職員による災害調査報告、道路維持業務を委託している一般社団法人球磨村山村活性化協会からの報告、区長、班長を初めとした住民等からの連絡に基づき、被災状況や道路通行の可否等、現地確認による状況把握を行っています。また、国・県道につきましても、報道等の情報が入った場合、職員が現地確認を行い、県土木部へ連絡するようにしております。

次に、産業基盤の整備についてお答えいたします。

砂防施設や急傾斜地崩壊防止施設、治山施設につきましては、管理者である熊本県と連携しながら、被害状況等の調査を行い、被災した施設の復旧や堆積した土砂や流木の撤去などについて、特に本年度の取水期に向けて緊急を要するものから順次着手していただいております。

また、令和2年7月豪雨災害に伴い、境目地区、板崎地区並びに大岩地区に災害関連緊急砂防事業を村内21か所に災害関連緊急治山事業が計画され、来年の取水期までにはある程度の効用が発揮できるよう事業が進められております。また、村管理の林道につきましては、川島大岩線や椎屋線等の生活道路を優先に、応急復旧までは完了しており、現在本復旧へ向け準備中でございます。

次に、頭首工及び農業用水路についてお答えいたします。

令和2年7月豪雨による頭首工の被害状況につきましては、災害査定を受けた箇所及び金額になりますが、頭首工19か所、被害額3億9,635万3,000円となっており、今後の測量設計により変動するものと思われま。

以上でございます。

○議長（多武 義治君） 舟戸治生君。

○議員（6番 舟戸 治生君） 指定緊急避難と指定避難所についての再質問です。

村としても、マップ等の作成をし、災害に強い村づくりをしていかれるということでもありますけれども、本当に口と行動、果たして伴うのか、そういったことで今まで言ってきたわけです。これで災害が発生するわけでもありますので、本当に災害に強い村づくりとはどういうものかということも住民もですけれども、行政も再確認する必要があるんじゃないかならうかなと思っております。

それでは、指定避難所は、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または、災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設として指定されると思います。指定避難所の基準について伺いたいと思います。

○議長（多武 義治君） 総務課長、永椎樹一郎君。

○総務課長（永椎樹一郎君） お答えいたします。

指定避難所の基準ということでご質問いただきました。今、議員おっしゃられるように、災害

基本法で指定避難所とは今おっしゃられたとおりだと思いますけども、基準については、災害対策基本法施行令の中に基準を定めてございます。被災者等を滞在させるために必要かつ適正な規模のものであること、2つ目が、速やかに被災者等を受け入れ、または生活関連物資を配布することが可能なものであること、3つ目が、想定される災害の影響が比較的少ない場所にあること、それと、4番目に車両などによる輸送が比較的容易な場所にあることということで、その4点が基準となっているところでございます。

以上です。

○議長（多武 義治君） 舟戸治生君。

○議員（6番 舟戸 治生君） まさにそのとおりでありまして、本当に基準に適合した施設、場所があることを願わずにはおられないわけでございます。主として、高齢者、乳幼児等の要配慮者を滞在させる福祉避難所の基準についても伺いたいと思います。

○議長（多武 義治君） 総務課長。

○総務課長（永椎樹一郎君） お答えいたします。

福祉避難所、本村ではせせらぎを福祉避難所としておりまして、基準につきましては、先ほど4点申し上げましたけども、指定避難所の基準と、それに加えて、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられているということと、災害時に要配慮者が相談、あるいは支援を受けることができる体制が整備をされていること、3点目に、災害時に主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されていることということで、その3点の基準となっているところでございます。

以上です。

○議長（多武 義治君） 舟戸治生君。

○議員（6番 舟戸 治生君） 本当に適合した施設等があることを願わずにはられないわけですが、また、避難路はもちろんですが、案内標識、誘導標識等の迅速な整備も必要ではないかなと思いますが、総務課長、ちょっと。

○議長（多武 義治君） 総務課長。

○総務課長（永椎樹一郎君） お答えします。

復興計画の中にも、安全な避難場所、避難所、避難ルートの見直しということでしております。その中にも、今回の浸水域であるとか、避難場所、あるいは避難所の標識等々を設置するなど、日常的に避難行動の意識を高める取組を行うということになっておりますので、議員おっしゃるように、いろんな避難場所がここですよとか、避難ルートがこっちですよというようなことも考えていかなければならないと思っているところでございます。

以上です。

○議長（多武 義治君） 舟戸治生君。

○議員（6番 舟戸 治生君） 本当によろしくお願いをしたいと思います。学校施設を指定緊急避難場所、また指定避難所とする場合、学校施設のどの部分を指定対象にするかを明確にした上で指定し、周知を図ることが重要であると言われてますが、考えれば切りがないわけでありませけれども、伺いたいと思います。

○議長（多武 義治君） 総務課長。

○総務課長（永椎樹一郎君） お答えいたします。

球磨中学校の屋内運動場、体育館です。それとグラウンドということで、指定緊急避難場所としております。それで、今おっしゃるように、災害対策基本法の改正によりまして、学校施設における緊急避難場所と避難所について、考え方が示されております。それによりまして、学校施設は今おっしゃりますように、学校施設のどの部分を指定対象とするかということを確認した上で指定をする、周知を図ることが重要であろうということでございます。例えば、裏山に高台がございまして、そこに避難ができるというような学校は、その裏山の高台を避難所にしなさいと、緊急非案場所になり得るということでございます。また、周辺にそういう施設がない、高台とかない場合、校舎の屋上に避難することが想定される場合もございまして、屋上は緊急避難場所になり得ると、そういった高台に学校が立地している場合で、学校施設が緊急なり得るということであれば、その高台がなり得るということでございます。本村球磨中学校の屋内運動場につきましては、2階でございませけれども、あそのL2の浸水区域に入っておりますので、安全区域であれば、グラウンドからまた山並みであるとか、そういう高台への避難をまた実施するというようなことになろうかと思ひませけれども、しかし、やはり災害の状況等、いろんな状況も重なりますので、そういう状況によりながら、避難場所、避難の指示ということはさせていただきたいと思ひしているところでございませ。

以上です。

○議長（多武 義治君） 舟戸治生君。

○議員（6番 舟戸 治生君） よろしくお願いをしておきたいと思ひませますが、何分にも今コロナ禍の状況の中でこういった避難等が要求されてくるわけございませますが、そんなときに、防災倉庫、ヘリポート、また、考え方も本当変わってきつつあり、車中泊広場等の迅速な整備、そういったことも必要になってくるのではなかろうかなと思ひませんで、よろしくお願いをし、次に行きます。

市房ダム、清願寺ダム、大久保ため池についての再質問です。

先ほど緊急放流について、緊急放流に伴う水位の上昇、被害はどのように想定されたかということ質問しましませけれども、本当に球磨村で40センチ以下だろうということでありませけれ

ども、私がなぜこういったことを質問するかというのは、やはりこういった災害はいろんなことの重なりで起きると思うんです。そういったことを懸念といいますか心配をする、そうしたことで質問をしたわけでありまして。本当に、大体タイムライン等を読みますと、県事務所とか、市房ダム管理、そういった方も組織の中に入っておられるわけでありまして、それも情報の収集の一つに上げるべきではなかろうかなと思っております。どうかよろしく願いいたします。

そこで、球磨川支流の南側にある清願寺ダムは、県が利水と治水を目的に建設した多目的ダム所有者であり、あさぎり町に管理を委託されています。2020年12月、7月豪雨で氾濫した球磨川水系の治水能力を向上させるための清願寺ダムの改修を検討することを明らかにし、豪雨に備えた事前放流の強化に向け、技術的に可能かどうかを協議する、また事前放流の強化については、蒲島郁夫知事が2020年11月に球磨川上流の県営市房ダムの改修検討も表明をされております。球磨村としても、豪雨に備えた事前放流の強化について、要望をすべきだろうと思っておりますが、考えを伺いたいと思っております。できれば村長をお願いします。

○議長（多武 義治君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 今議員言われるように、そういったことに関しましては、本当に大事なことです。今後取り組んでいかなければいけないことだろうと思っております。ただ、球磨川流域の市町村とともに、その辺はしっかり検討した上で、行っていかなければいけないことだろうと思っておりますので、そのようにさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（多武 義治君） 舟戸治生君。

○議員（6番 舟戸 治生君） ほかの町村長とともにということでもありますけれども、初心者町村長も村の代表でありますので、新人、そういうことは考えずに、やはりどんどん行ってほしいと思っております。なろうと思ってもなれない人もおるわけでありまして、どうか、強く生きてほしいと思っております。

ある新聞で、ダム関係者は、午前4時、緊急放流に向けた協議を開始、同40分、流域の市町村長に電話で、時間はわかりませんが、防災操作に入っている可能性がある、と、伝達をしたと。気象庁が県南部に大雨特別警報を出す10分前だったということでもあります。緊急放流はされなかったようですが、緊急放流がなされた場合、球磨村への到達時間はどのくらいかかるのか伺いたいと思っております。

○議長（多武 義治君） 総務課長、永椎樹一郎君。

○総務課長（永椎樹一郎君） お答えします。今、議員おっしゃる緊急放流はしなかったというような報道、たしか去年西日本新聞か何かで私もお読みをしたところでございまして、先ほども議員おっしゃいますように、雨の降り方だったり、様々な様子が絡んでまいりますので、一概に言

えないところではございますけども、市房ダムから球磨村まで、距離とすれば約40キロほどございます。到達時間とすれば、おおむね2時間半ということで一応想定をしておるところでございます。

以上です。

○議長（多武 義治君） 舟戸治生君。

○議員（6番 舟戸 治生君） 2時間30分ぐらいはかかるだろうと、本当に私もわかりません。実際そういった経験もありませんので。でも、さっきも言いましたけれども、タイムラインの組織に九州地方整備局、本村を初め市房ダム管理所、球磨地域振興局も入っておられるわけです。そこに、樋門操作員等も多分入っておられると思うんですけれども、その樋門操作員等は、今までされてきた方は今回外されているような話を聞いたわけでありますが、本当に情報はいろんなところからやはり集めるべきであって、本当に情報の大切さを認識しているところであります。

そこで、別の質問に入りますけれども、球磨村には、大久保ため池があります。大久保ため池ハザードマップ、ため池の堤が地震により決壊したため池の水が下流へ流された場合の浸水の状況を氾濫シミュレーションにより解析し、作成された浸水地域には、多くの民家が被害を受けることは予想されると、早めの避難を促されています。決壊した場合に、鵜口地区への到達時間、そして大無田地区内の指定避難所林業総合センターへの避難道路の整備について、どのように考えておられるか、伺いたいと思います。

○議長（多武 義治君） 総務課長、永椎樹一郎君。

○総務課長（永椎樹一郎君） お答えいたします。

今年3月に各世帯に配布しましたハザードマップ、防災マップの中に、ため池の浸水想定地図ということで、ため池のハザードマップということで一応お示しをさせていただいております。今議員おっしゃるように、雨とかではなくて、地震、一番怖いのは地震でため池が崩壊をされたということの決壊ということが一番注意が必要だろうと思っておりますけども、この、ため池の決壊による災害の状況ということでございますが、鵜口地区ということと、大無田地区の林道総合センターということで、指定避難所等もございますが、到達時間もなかなか、これも気象状況、あるいはいろんなところ絡んでまいりますので、一概に言えませんが、距離だったり、そういうことからすれば15分から30の間だろうと思います。林業総合センターのところに、避難路といえますか、道がございますけども、やはりそういう危険箇所、想定される危険箇所につきましては、そういう状況を精査して、検討して、危険箇所等々の整備が必要になってくるんだろうと思います。

先日、大無田地区に防災のほうから出向きまして、このため池の浸水の想定、地図等々につきましては、ご説明をさせていただきましたので、今後もそういうご要望がございましたときには、

地区に出向いていろいろとそういうことで防災について考えてさせていただきたいと思っているところでございます。

以上です。

○議長（多武 義治君） 舟戸治生君。

○議員（6番 舟戸 治生君） 本当によろしくお願いをしときたいと思いますが、やはり、総合センターへの避難ルート、幾とおりにかあるように思いますけれども、本当に整備がなされているかということ、私はできていないと思うんです。どのルートを通っても、せめて、コンクリートの打ち直しとか、高齢者向けに手すりを整備するとか、そういったことが大事ではなかろうかなと思っておりますんで、そういうのは、地元の意見を聞く前に、行政のほうから整備をしていただければ、何かを今度するとき、満場一致で賛成していただけるのではなかろうかなと、そういった先手先手の行動も必要ではなかろうかなと思っておりますんで、どうかよろしくお願いたします。本当は、犬童議員が取り上げるかなと思っておりましたけれども、全然取り上げませんので、私のほうから取り上げた次第です。

次に、ライフライン応急対策についての再質問ですが、先ほど災害発生時、断水地域被災箇所の把握、水道管の排水施設の被災状況の調査について伺ったわけでありましてけれども、本当に球磨村は広範囲ということもあって大変だろうなど。新村長になってからも人事異動があったわけですから、こういったところでも本来なら人員の確保というか、動員、そういったこともすべきではなかろうかなと思ったりもしているところです。そういったことも考えていただければと思います。

それでは、被災施設の給水能力を保持することを前提に、機能の確保、そして断水区域の解消に努められたと思います。そのときの状況、大変だったとは思いますが、伺いたいと思います。

○議長（多武 義治君） 建設課長、上蔭宏君。

○建設課長（上蔭 宏君） 前年の7月豪雨で、簡易水道が相当なダメージを受けました。その状況についてということですが、水道はライフラインの非常に重要な1つでありまして、断水解消を目指しまして、関係機関、先ほど村長も答弁いたしましたけれども、長崎からも来ていただきまして、熊本市からも来ていただきまして、いろんな方策を考えて対応したところでございます。橋梁は、沖鶴・相良橋、2本が流れまして、その送水管が流失したという面ですが、それにつきましては、相良橋につきましては、大無田地区のほうから配管を切り回しまして、断水地域、6地域ですが、こちらのほうを給水しております。また、沖鶴につきましては、渡地区の第一水源といいますか、ボーリングで取っていた水源がありましたので、それを急きょ二本とも手動で動かして、給水量が足りるようにして配水したというのがあります。また配管につ

いてのその他の配管につきましても、道路寸断とか家屋の流出関係で相当な漏水関係がありましたけれども、それも職員が一つ一つ調査に当たりまして、給水栓を家が流れたところについては止水していった、漏水がしないようにと、1軒1軒回って止めていったところでございます。そういった対応をしまして、一勝地のほうもあつたんですけど、国道も一部分流れまして、その球磨橋についても配管、県がしましたが、それも流されております。橋梁は残ってあるんですけども、そこについては皆さん見てられると思いますが、県道に露出管でステンレスの露出管ですけども、これはレンタルにしておりまして、衛生的には一番いい配管でありまして、そういったところを早期に配備いたしまして、断水も早期解消というところで操作したところでございます。

以上です。

○議長（多武 義治君） 舟戸治生君。

○議員（6番 舟戸 治生君） 本当に災害発生しまして、私もいろんなところ巡ったんですが、やはり水が出ないというような問い合わせがあつて、担当課に電話をして直接お話もしたんですけども、職員の状況がこういった状況で、なかなか大変ですけども、しばらく待ってくださいと、どうかしますということで、そのときは本当にお1人でしておりました、球磨村全体を。本当に災害発生時はそれどころじゃなかったらうなのというのが本当だろうと思います。そういったことも踏まえ、あまり深くは追及せずに、次へ行きます。

でも、放っておくことができないこと、消防水利は消火活動を行う上でなくてはならないもので、消火栓、防火水槽、河川がありますが、豪雨災害で被害を被り、環境も変わったと思います。これから消火栓の配置は、どう考えていかれるのか伺いたいと思います。

○議長（多武 義治君） 総務課長。

○総務課長（永椎樹一郎君） 消火栓ということで、今議員おっしゃりますように、消防水利として消火栓だったり防火水槽、川の自然水利ということでございますけども、昨年の7月の豪雨によりやっぱり各消防水利に被害が出ているということは承知をしているところでございます。舟戸議員も先日ご出席をいただきました防災会議の中でも、防火水槽につきましては5基、あるいは消火栓につきましては23基ということでお示しをさせていただきましたけども、あれが今速報値でございまして、今各分団に、そこにあるけども実際使えるのか、あるいはもうどうしてもだめというような今調査を依頼をしておるところでございまして、はっきりしましたらまた皆さん方にお知らせをしたいと思っておるところでございまして、やはり簡易水道のところにつけてある消火栓、あるいは地区水道につけてある消火栓等々ございますので、やはり村の建設課、あるいは地区水道だったら地区水道の組合長様とやはりいろいろと協議をさせていただいて、そういうご意見を踏まえていただいて、消火栓の設置も考えていかなければならないと思っております。

いずれにしましても、日ごろの火災予防と併せまして、消防設備の充実にはしっかりと努めていかなければならないと思っていますところでございます。

以上です。

○議長（多武 義治君） 舟戸治生君。

○議員（6番 舟戸 治生君） 本当に、私も防災会議に出席をしまして、貯水槽が5槽、消火栓が23基被災をしているということでびっくりしたわけでありませけれども、そういった中、やはり球磨村では管路の耐震計画を述べられ、平成30年度より耐震化への布設替えをされておるわけですが、基本的に簡易水道事業は水道料金だけの経営は無理があるのではなかろうかなと思います。そこで、今まで利用と言っているのかわかりませんが、法正林化で対応をしておられたと思うんですが、村長、そのところの考えを、今までどおりやっていかれるのか伺いたいと思います。

○議長（多武 義治君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 水道は、本当にライフラインの中で一番重要なものだと考えております。これまで法正林化事業で得た収入を水基金のほうに入れまして、そこで対応しておりましたけども、今、法正林化の収入のほうも、利益のみを基金のほうに入れるようにしております。いろいろかかった経費等は抜いた上で、ですから、それだけではもちろん足りませんので、一般会計のほうからでも繰り入れながら、今後は必要なものはやっていかなければいけないと考えております。

以上です。

○議長（多武 義治君） 舟戸治生君。

○議員（6番 舟戸 治生君） やはり法正林化を考えたときに、村も経営だと思うんですが、やはりそこで金が残るような、要するに購買の在り方ですね。民間を入れるとか、極端に言えば、民間のほうが高く買います。そういったことも考慮されて、全然違うわけですね。それは今までどおりで大事さもわかっているんですけども、そういったことも10回するうちの1回ぐらいはと、そういったやり方をしていくべきではなかろうかなと、私が言うことじゃないですが、そういったこともどこかに秘めながら、やっていただければなと思っています。

次に、道路敷設についての再質問でありますけれども、先ほど、村の管理条例について、災害発生後の調査、点検、被災状況や交通状況の現状について伺ったわけでありませけれども、本当に、あまりにも広くて、手に負えないのが実情だろうと思うんですけども、放っておくわけにはいかない。極端に言って渡大槻線なんかいつになるんだろうかと自分も思いますし、高沢線についても、高澤議員が一生懸命になっております。本当に頭の後ろのほうには5円玉くらいちょっと神経使ってはげているんです。本当にかわいそうで仕方ないんですけども、本当にそのくら

い議員も神経を使って村民に対して対応しておりますので、行政のほうも、これはわからないじゃないくて、そういった努力もやってほしいなと思っておりますので、どうかよろしくです。

それで、災害により、村道に被害が生じ、また発生する恐れあり、交通安全と保安上必要と認められたときは、通行禁止及び制限並びにこれに関連した応急対策をされたと思います。建設課長、本当に渡大槻線、先の見込みといいますか、お聞きしたいと思います。

○議長（多武 義治君） 建設課長、上蔀宏君。

○建設課長（上蔀 宏君） 今、舟戸議員のほうでご質問がありました。まず、通行禁止とか制限、またこれに対応した応急対策ということでまずお答えしたいと思います。

去年の災害では、村道33路線、林道21路線、箇所がちょっと集計しておりませんが、被災しまして、そのほとんどが一時的に全止めといいます、土砂流入やら路肩決壊による通行ができませんでした。発災直後にまず通行止めの看板とかできるところ、住民の方が通られる可能性があるところについては、注意喚起のために資材等を持ち込みまして、通行規制を行ったところですけども、一番最初に伺ったのは道路啓開、孤立集落を解消するというのが一番の目的で動いておりました。ただ、先ほど言いましたように、車自体が移動できない、業者さんの会社も水害に遭って、機械もないというようなところもありましたし、そういったところで村内におられる重機が使用できる方、重機が残っているところを皆さん協力していただきまして、建設業者の混合チームといいますか、そういった道路啓開班が3班ぐらいできました。それによりまして、いろいろ緊急性が高いところから班の形成で動かして行って、できる機械、ダンプを含めて動かしまして、対応したところでございます。

どうにか路肩の仮復旧や土砂撤去を行いまして、自衛隊さんのほうも入っていただきまして、県とか国も国交省のほうも大々的に入っていただきましたので、スムーズにあとは進んだんですが、当初が相当な苦労したところでございます。そういった対応をいたしております。

また、渡大槻線の復旧見込みということでございますが、渡大槻線を含めまして横井大槻線、高沢横井線、神瀬大岩線、村道4本につきましては、熊本県が代行で災害普及を行うということで、実際、発注のほうも神瀬大岩、横井大槻、高沢横井、こちらについては、一部発注が始まっております。業者さんが手いっぱいというところで、不落不調といいますか、入札も、というところも多数上がってきているようでございます。村のほうの発注でも今ちょうど入ってきましたので、その対策を一応考えておりますが、渡大槻線につきましても、測量設計が終わりまして、発注後5月末ぐらいから、4月の末ぐらいから始まりまして、一部水篠から上、水篠から糸原の間と糸原から上というところで、立野までの間というところで、2、3か所発注が終わりまして、業者の工事始まっております。ただ、一番重要なのは境目から大槻までの間につきましては、まだどういった対応ができるのかというのがちょっとまだ策定されておられません。発注時期につき

ましてはまだ未定ということで聞いております。今後、要望のほうも行ってまいりたいと思いますが、県のほうと協議していきたいと思っております。

以上です。

○議長（多武 義治君） 舟戸治生君。

○議員（6番 舟戸 治生君） 本当に課長も長い土木課生活でありまして、やはり県とか国のパイもお持ちであろうと思っておりますので、そういったことを十分生かしていただいて、対応していただきたいなと思っているところです。

今度、産業基盤の整備についての再質問であります。先ほど、砂防、急傾斜崩壊防止施設、林道施設等の被害状況の調査指標に応じて応急復旧についてお尋ねをしましたが、様々な対応はしているということで、本当に努力はされているんだろうと思っておりますけれども、今度の災害で流木の発生が生じたわけです。そういった中、やはり茶屋地区に多くの流木、根つきが引っかかっているわけで、その流木の原因調査、そういったことはされたのか、そこだけ伺いたいと思っております。

○議長（多武 義治君） 建設課長、上蔀宏君。

○建設課長（上蔀 宏君） 流木の調査ということでございますが、これは、球磨川水系流域治水プロジェクトの中でも、1つの題目として上がっております。この件につきましては、先月の末、5月の28日に県のほうから調査結果というのが示されております。それにつきましては、熊本県の森林整備課が調査を行いまして、球磨川流域における流域に堆積した倒木の調査ということで、八代から水上まで球磨川流域ですけども、全80か所が調査され、村内では16か所、これは民家とか学校、重要な生活道路関係に関わる危険箇所というところで調査をされております。村内の溪流に堆積している倒木というのが集計できますと、約3,400本ぐらいの集計となっております。集落や道路まで、また先程言いました集落道路関係の距離とか、溪流の勾配等を踏まえて、危険度が高いところから倒木の除去等を推進されるということで聞いております。

以上です。

○議長（多武 義治君） 舟戸治生君、あと3分です。

○議員（6番 舟戸 治生君） 本当に茶屋地区のことばかり言って失礼ですけども、本当にその根つき流木が茶屋地区に引っかかって、流れはなかったんですけども、名前を上げると高橋さんとかなんですが、本当のそこの2回の手すり、10センチしかないんですけども、そこに立って、何時間も、救出を待っておられたんです。私たちもどうすることもできなくて、がんばれがんばれと声をかけるだけでありました。本当に寒かったろうなと、冷たかったろうなと思いつつ、救出されてから、声聞こえましたかと尋ねたけども、聞こえておりましたと、しっかりしておられたんだなと思っているところです。些細なことかもしれませんが、そうい

った流木等の対応もやっぱりしてほしいなと思っているところでもあります。

次に、頭首工及び農業用水路についての再質問ですが、先ほど頭首工及び農業用水路の令和2年7月豪雨災害被害状況について伺ったわけですが、本当に多くの被害が出ているんだなと思っているところです。そういった中、途中は省きますけれども、努力はさせていただいておると思いますので、たまたま私の耳に入ったのは、村長に聞きます。三ヶ浦の方たちが農業用水路の被害箇所の復旧を要望に来られたと聞いております。そのときの対応をお聞かせいただければと思います。

○議長（多武 義治君） 答弁調整のため、議事を一旦止めます。止めます。止めました。

午前10時58分休憩

午前10時59分再開

○議長（多武 義治君） 会議を再開いたします。

舟戸治生君の質問に執行部の答弁を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 失礼しました。三ヶ浦のほうからは、梅の木鶴の田んぼ、大無田地区、あそこからと、あと毎床から、毎床は7月豪雨ではなくて、その後の雨で、用水路の下が崩れたということで、2件要望がっております。大無田からの要望につきましては、一応工事は昭和建設のほうにさせていただくような形になっていたということなんですけども、昭和建設が最終的には受けることができないということで、そのままになっているようでございます。そして、毎床地区に関しましては、今時点で水路が使えないというわけではありません。ですから、だからといってすぐ工事はできない、こういう状況ですのでできないと思うので、一応しばらくそのまま様子を見てということで、今ビニールシートを張られて、対応されているというところの状況です。

以上です。

○議長（多武 義治君） 舟戸治生君。最後の質問でお願いします。

○議員（6番 舟戸 治生君） 本当に、村長が農業用水路の維持保全の大切さをどのように考えておられるのか、その大無田のほうの用水路、どこまで耕作面積を網羅しているのか、できれば教えていただければと思います。最後にします。

○議長（多武 義治君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 大無田地区の用水路に関しましては、梅の木鶴というところに、すいません、はっきりとはあれですけど、5件ぐらいの農地があると思います。ただ、すいません。それから下のほうに渡のほうに八久保地区のほうに田んぼがございますけれども、あちらのほうにも恐らく流れているんだろうと思います。ただ、そちらのほうのことはちょっとすいません。存

じ上げておらないところでございます。

以上です。

○議員（6番 舟戸 治生君） 質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（多武 義治君） 6番、舟戸治生君の質問が終わりました。

○議長（多武 義治君） ここで休憩いたします。11時10分から再開いたします。

午前11時02分休憩

午前11時10分再開

○議長（多武 義治君） それでは会議を再開いたします。

一般質問を行います。

次に4番、小川俊治君。質問時間は60分です。4番、小川俊治君。

○議員（4番 小川 俊治君） 通告に従いまして一般質問を行います。

昨年の豪雨災害、もう1年になろうとしております。被災した家屋の解体が始まりました。ここにあった、あそこにあった家がどんどんなくなって、本当にさみしい思いがいたしております。早急な再建の取組が必要だというふうに思います。

また一方、田畑に目を移しますと、背丈ほどに伸びました雑草が茂り、本当に荒廃しております。鹿や他の生き物のすみかになりつつあります。本当にこれはまたさびしい思いがいたします。昨年の今頃は田んぼに水を張り、トラクター、耕運機、田植え機がエンジン音を吹かせ、田植する人たちが行き交い、本当にそのことを思うと残念な気がいたします。これはまた本当に早急な復旧が望まれるところでございます。

農業の復旧について、村としての考え、そしてその先にある復興についての計画を質問をさせていただきます。

○議長（多武 義治君） 4番、小川俊治君の質問に執行部の答弁を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） ただいまの小川議員の質問についてお答えいたします。

まず、農業における具体的な復旧計画についてお答えいたします。

水路や農地の災害は、昭和25年制定農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に基づき実施しています。国庫補助の対象となる災害復旧事業は、1か所の工事の費用が40万円以上のものが対象となります。この法律に基づく復旧事業は、原則として災害発生日会計年度を含む3か年度以内に完了させることとされています。

令和2年7月豪雨災害につきましては、令和4年度が事業終期となりますが、他の土木災害との兼ね合いや入札段階での不調、不落等で事故繰越しが予想されますので、復興計画の前期末で

あります令和5年度までと計画しております。

しかしながら、農林土木施設で村全体が被災しており、九州北部豪雨や熊本地震の復旧状況を考慮いたしますと復興計画後期の令和6年度以降にずれ込むことも予想されることから、国県とも連携しながら早期の復旧に取り組んでまいりたいと思っております。

次に、農業における具体的な復興計画についてお答えいたします。

犬童議員の答弁とも重複しますが、復興計画において、復興に向けた取組方針の一つに、山の暮らしと農林業、商工業のなりわい再生を掲げているところでございます。農業の再生と競争力の強化については、被災した農林業者への再開支援、稼げる農業の実現、農林業のスマート化への支援などを柱に実施してまいります。

まず、被災した農林業者への再開支援については、強い農業担い手づくり交付金事業を活用し、失われた農業用機械の再調達や農業用施設の復旧を県の球磨川流域復興基金等の活用により支援を行い、早期の営農再開を進めることとしております。

また、稼げる農業の実現については、球磨村産のナシ、栗等の農産物を活用した加工品の開発、少量多品目や高付加価値作物への転換等を奨励するとともに、流域市町村や関係団体とも連携を図りながら、その希少性を売りにした販路の開拓等の実現に取り組んでまいります。

そしてスマート農林業化への支援については、ICT技術の活用により効率化、特に省力、軽量化による生産性の向上に取り組むこととしております。

以上でございます。

○議長（多武 義治君） 4番、小川俊治君。

○議員（4番 小川 俊治君） 答弁をいただきましたけれども、まず最初に質問の項目として、復旧と復興、別々に項目を挙げまして今質問をしていることについて、まず少しばかりお話をさせていたきたいと思えます。

相良橋が今回の豪雨で流失をいたしました。三ヶ浦の地区の人たちも本当にこのたびは大変な思いであつたらうと思えます。仮橋でも架かれれば、本当に生活そのものが一部は元に戻るといふ、そういったところがございます。今まで以上の立派な橋を造るからもう少し待ってくれと、それでは皆さん納得できないところがあるだろうと思えます、生活する上では。

また、219号線もまだ八代まで完全に通行できる状況ではございません。これまた4車線のすごい道路を造ってあげるからもう少し待ってくれよでは、これまた地域住民も納得できないし、何とか生活するために早急な復旧を望むことが当たり前であろうというふうに思います。

そういった立場から、最も地域住民の安心を得るための大きな取組としては、復旧事業にいかん重点を置いてまず取り組むかということが最大の課題だというふうに思っております。そういった意味で、復旧と復興、別建てで質問をされた経緯でございます。

そこで、これまで各議員の皆さんが農業に関わる質問をされておりますので重複するところもあるかというふうに思いますが、確認の意味で再度質問をさせていただきます。

まず初めに、先ほど申しあげました復旧の考え方について、村長としてのお考えをお伺いいたします。

○議長（多武 義治君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） お答えします。

農業に関しまして言いますと、できる限り早く小川議員言われるように、それぞれの農業をされている方々がまた改めて再度農業ができるようになるというのが、できるだけ早くというのが皆さんの望みだと思っております。

村としましては、査定のほうはもう終了したということでございますので、今後、段階を経て、一日も早く再開できるような状況になるというのが私としての復旧の考え方でございます。

以上です。

○議長（多武 義治君） 小川俊治君。

○議員（4番 小川 俊治君） 安心はまず復旧、元に戻すことから始まるというふうに思います。そういった意味で、私がここに注目をしている点でございます。当然、復旧の先に復興があるわけですが、また、事業については復旧と復興が同時に進むこともあるかというふうに思います。

ただ、創造的復興という名の下に、いわゆる復旧が遅れる、安心が遅れるということでは、皆さん望んでいないだろうというふうに思います。そういった立場での副村長のお考えを伺います。

○議長（多武 義治君） 副村長、門崎博幸君。

○副村長（門崎 博幸君） 創造的復興という名の下にその復旧が遅れるという危惧ということだろうと思っております。

熊本地震の際のちょっと例を申し上げますと、知事の考え方の中で、以前にただ単に戻すのではなくて、これを機会に次を見据えて、まさしくその創造的な復興をしようということで、農業関係につきましては、例えばそのほうでただ単にそのままの現状のままに復旧するのではなくて、この際、その区画化、大区画化とかそういうことを進めていきたいと思いますということで、地元の皆さんとも十分協議をしながらそういった対応をしていったという事例もございます。

昨日も犬童議員のご質問にもお答えしましたが、例えば、その今回の遊水池制定されているところでの大区画化といいますか、そういったところでの可能性ということでもお答えをしましたが、まさしくそこは地元の皆さんがどういう思いをお持ちなのか、その創造的復興ではなくて、単にとにかく復旧をしたいんだ、作付をしたいんだというご意向があるのか、そういった創造的な将来に向けてそういったご意向をお持ちなのか、そういったところで事業主体、

国県村としての事業執行の考え方というのも違ってまいろうかと思っておりますので、まずは皆さんのご意向を十分に把握をしながら、それに沿った形で、それがその全員が全員どうなのかというところがございますけれども、そういった形で皆さんとも十分合意形成を図りながら実施をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（多武 義治君） 小川俊治君。

○議員（4番 小川 俊治君） 実は渡の水利組合のほうから村に要望書が出ているというふうに思います。これは早期復旧なんですよ、早期復旧を望んでいると、元に戻してくれとそういう要望だと。

いわゆる農機具等、水害でつかって使えなくなって、9割補助を受けて今それぞれの農家の方々がそろえられております。しかし、これがいつ使われるのか、倉庫に眠ってしまう。そういうことは農家の人は考えていないんですよ。早く使いたい、早く元に戻りたいと、そういう気持ちです。ですから要望書が上がってきたんですね。この要望に対する村としての考え方をお聞かせください。

○議長（多武 義治君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 先日、数名で要望に来られました。そのときに要望書をお持ちになって、村長室で対応させていただきましたけれども、そのときには農地、そして農地の復旧復興はどうなっているんでしょうかということで、復興計画の中を、復旧のその計画の詳細をということでお尋ねになりました。ですので、復興計画の中身あたりで、このようなスケジュールで今後させていただきたいと思っておりますということでご理解をいただいたと記憶しております。

以上です。

○議長（多武 義治君） 小川俊治君。

○議員（4番 小川 俊治君） 要望書の前段に書かれている部分は、早く元に戻してくれという内容なんですよ。ただ復旧計画を知りたいからと一番最後に具体的に書いてあるんですけども、あの要望書の本質は、趣旨は早く元に戻してください、使用させてくださいという中身なんですよ。今の答弁、少し頭をかしげるようなそういった答弁ですから再度お願いします。

○議長（多武 義治君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） また建設課長のほうからお答えをさせていただくと思っておりますけれども、私としては、この間来られたときには、今村ができること、その復興計画の中を説明させていただいた上で、今村ができることをして最大限努力をした上で、できるだけ早く復興復旧させるという話をさせていただいたと思っております。

以上です。

○議長（多武 義治君） 小川俊治君。

○議員（4番 小川 俊治君） 基本部分はまた後ほど質問するかというふうに思いますが、今から復旧事業について、個々の取組について再質問をさせていただきます。

まず、事業主体は各自治体か土地改良区ということになります。球磨村としては事業主体はどこになりますか。

○議長（多武 義治君） 建設課長、上蔀宏君。

○建設課長（上蔀 宏君） 農地災害につきましては、球磨村が事業主体となります。

○議長（多武 義治君） 小川俊治君。

○議員（4番 小川 俊治君） 事業主体は球磨村でしょう。球磨村が事業主体で、その取組をいかに早急に取り組むことによって安心を得られるという、その取組の主体は球磨村なんですよ。

次にいきます。今回の災害、激甚の指定がされております。それで球磨村全地域、いわゆる支流における例えば土地の流出、冠水した田畑の土砂の堆積、そこも全て含まれるという私の判断ですけれども、間違いはございませんか。

○議長（多武 義治君） 建設課長、上蔀宏君。

○建設課長（上蔀 宏君） 激甚災害の指定は球磨村全体になっております。

○議長（多武 義治君） 小川俊治君。

○議員（4番 小川 俊治君） 範囲は全て球磨村全体ということですね。

次にまいります。激甚災害の指定基準というのがありますね。その中で基準補助率というのが定められているというふうに思います。そのA、Bのうちのどちらですか。基準補助率というのが定められていて、A、Bの基準があるんですけども、そのうちのどちらですか。

○議長（多武 義治君） 答弁調整のため、一旦議事を止めます。

午前11時22分休憩

午前11時23分再開

○議長（多武 義治君） 会議を再開いたします。

小川俊治君。

○議員（4番 小川 俊治君） 補助金については、別にA、Bどちらでもいいですけども、補助率さえ分かればいいんです、それがAかBかに入るわけですから。それで、この補助基準の適用で出る補助率について、詳細にちょっとお伺いいたします。

○議長（多武 義治君） 建設課長、上蔀宏君。

○建設課長（上蔀 宏君） AかBかというお話がありましたけれども、これについてはちょっと私把握していなかったんですが、激甚の中に本激っていうのと局部激甚というのがありまして、

球磨村については本激というのに入っております、補助率につきましては、農地につきましては国が97.6%、田んぼ・畑等の農地についての災害復旧については97.6%、それから農業用施設、農道、水路、頭首工等になりますけれども、これにつきましては99.6%の補助率がついております。

その残りの農地については2.4%ですが、2.4%の2分の1を球磨村が持ちまして、残りの1.2%についてが受益者の負担となります。農業用施設については、同じく0.4%が補助外になりますけれども、その2分の1が球磨村、それから受益者のほうが0.2%が受益者というふうになっております。

以上です。

○議長（多武 義治君） 小川俊治君。

○議員（4番 小川 俊治君） 査定に入ります。査定は昨年12月31日で終わったというふうに思います。そこで査定されて今日まで事業の決定、補助金の交付額、事業費の決定、補助金の交付額、ここについて出ていますか。

○議長（多武 義治君） 建設課長。

○建設課長（上蔀 宏君） 事業費の決定ですが、査定額に対して、令和2年度、去年度の国庫補助金の割当額というのが来ております。それによって動いておりますが、去年度はほとんどその後の実施ができておりませんので、繰越額として上がっております。

以上です。

○議長（多武 義治君） 小川俊治君。

○議員（4番 小川 俊治君） 当然、補助率の増高申請はされているというふうに思いますが、本年の1月31日までにすべき補助率の増高申請、できていますよね。

○議長（多武 義治君） 建設課長、上蔀宏君。

○建設課長（上蔀 宏君） 補助率増高についても終わっております。

ただ、前も言っておりますけれども、今回の査定額については、あくまでもスーパー簡易査定ということで、もう予算取りのためだけの査定ということで、今から詳細に入っていきますので、金額的には大きく変わる場所もあると思っております。

○議長（多武 義治君） 小川俊治君。

○議員（4番 小川 俊治君） ということは、まだまだ詳細のものが出ていないということであれば、事業着手が遅れますよね。何でそうなんですかね。基本的には遅れも村長答弁の中で出ておりますけれども、5年末ですね、年度内を含めて3年以内には復旧事業は終わると、3か年以内ですね。いや、これが5年になるかもしれないと。

農家の方が求められているのは、いわゆる早く対応して、早く自分のところでお米を作って、

子や孫に送る方もおられるでしょう、何とかそこを早くしたい、そして機械もあるんだからという思いなんです。なぜ早くできないんですか。

○議長（多武 義治君） 建設課長。

○建設課長（上蔀 宏君） なぜ早くできないかという話ですが、今も申し上げましたとおり簡易査定で行いまして、今は実施のほうの動くところへいっておりますが、農地、農業関係の再開につきましては、前回申しましているとおりの、受益者の方の負担金が今さっきも言いましたように1.2%、0.2%というような負担金が発生します。

それによりまして、まず受益者の方の意思確認、特に負担金がありますので、それがその災害復旧を行って事業を進めていいのか、負担金を含めたところ負担金を払っていただかなければなりませんので、その意思確認が整ったときに初めて事業が行われていく、先に進んでいかれるというところになっております。

ただ実際、今意思確認できたところにつきましては工事発注のほうをもう急いでいるところもありますが、小川議員が言われている渡地区につきましては、これは犬童議員のときにもちょっとお話ししたけれども、特に5月10日に渡水利管理組合から要望が出されたところにつきましてご説明した内容ですけれども、山口、地下、今村、峯、島田、水篠、水篠も含めてですけれども、小川地区の農地につきましては、この地区は県のほうで災害復旧を代行で行うというところで早期に県が発表させていただいております。それと、ここは以前から、二、三年前から県営事業の農地集約化事業計画があるところでもあります。

それから、これは国交省さんが発表されましたけれども、球磨川の治水対策として、山口、地下、今村の農地につきましては国道と、球磨川沿いですね、国道寄りの球磨川沿いの農地につきまして、遊水池の候補地として挙げられるというところもあります。

また、村の計画としましては、峯地区の今河川の掘削土砂の仮置場としているところが、あそこは地下、宇は地下ですか、尾緑ですか、国道と村道の間、運動公園の間の農地、あそこを宅地造成の候補地としております。そういった関係もありまして、まだ事業がどう入っていくのか分からない地区ですというところをご説明しております。

できるところは、実際に今水路が頭首工もちょっと被災しております、水路も被災しております、水が来ませんので、田んぼとしては使えないんですけれども、畑としては耕作されているところもございます。これは小川議員もたしか作られていると思いますけれども、ほかにもイチゴを栽培されたり、畑として耕して作物を作っているところを私も確認しておりますが、そういったところで皆さんにお願いしているのは、こういった事業が方向性がまだ見えないところで、なかなか災害復旧をとというのができないような状態になっております。

今現在、私たちもできるだけ早い復旧をというところで動いておりますが、今は皆さんご存じ

のように国道を主に県道、村道をもうやっておりますして農林土木全ての災害復旧を調整しながら行っております。早期復旧に今は緊急順位というのがつけなければちょっと作業ができないような状態でありますので、まずは国県道、村道関係の道路関係と直接集落に被害が及ぶような復旧関係、河川にしろ治山にしろ、そういったところを急いで行っておりますので、ご協力をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（多武 義治君） 小川俊治君。

○議員（4番 小川 俊治君） 渡地区の復旧事業については県が代行をするというふう聞いておりますけれども、要望で上がっておりましていわゆる説明、取組の説明をお願いしたいということで、日にちは忘れましてけれども、水利組合の役員の方が寄って県のほうから来ていただいて説明を聞かれたそうです。聞かれた後、皆さん、本当に残念がってもう帰られた、もう時間もあまり40分か45分で帰られた。その中身が、国交省が出しておりますいわゆる遊水池計画があるから、県のほうは動けないので今のところ分かりませんという回答だったそうなんです、説明が。

先ほども申しあげましたように、いわゆる私は復興と思うんですよ、今国交省が考えていることは。復旧じゃないんですよ、復興なんです。流域治水という考えの中で、遊水池計画が国交省が出されて、そのことによって農地、農業施設の復旧が遅れるということです。これは納得いきませんよ。早く田植をしたい、早く生産をしたいという農家の思いのことに応えていないじゃないですか。

これから国県と調整があるというふうに今お話がありましたけれども、私は遊水池計画と用地の復旧については切り離して考えるべきだと。その先にいわゆる遊水池があつてしかるべきであろうと、その先にですよ、復旧をやった先に。そのことについてどう思いますか、村長。

○議長（多武 義治君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） 私の中では、今小川議員のほうからありましたように、復旧と復興というのは切り離して考えなければいけないというお話をされておりますけれども、私の中では、もちろん創造的復興とかそういう話はまた違う問題だと思いますけれども、普通に復旧復興と考えたときに、やはり切り離せないものだろうと思っております。

ですから、渡地区で農業をしたいという気持ちは分かりますけれども、きちんとほかの部分まで、例えば治水対策で国道の高さあたりも今後、多少変わると思います。そういうところも踏まえた上で、農地等の復旧にもつながってくるんだろうと思います。ですから、本当に申し訳ないんですけれども、時間がかかりますけれども、しばらくお待ちいただくということしか私のほうからは言えないのかなと思っております。

以上です。

○議長（多武 義治君） 小川俊治君。

○議員（4番 小川 俊治君） では、何で国が復興費用に対して3年間というスパンの中でやりなさいって、何でこういう書き方をするんですか。どうでもいいような感じでしょう、それだったら。何年たっても付随する関連する事業があるんだから、よくしたいために待ってくれと。先ほど言いましたでしょう、三ヶ浦地区が仮橋が架かって本当に助かったんですよ。もっと良い橋を造るからあと待ってくれと言われて納得できますか。私はそれと同じだというふうに思います。

ですから、国県との調整があるかもしれませんが、渡水利組合の皆さんは早く復旧してもらいたい、早く田植をしたい、早く生産、作りたい、こういう思いですから、そのことはしっかり受け止めていただきたい。何のための法律なんですか、何のための基準なんですか。副村長はどう思われますか。

○議長（多武 義治君） 副村長、門崎博幸君。

○副村長（門崎 博幸君） まず、その3年といいますのが、通常その災害が発生した場合には、災害復旧に関する予算は当該年度に予算措置をしないといけないということの条件がまず前提でございまして。それが大規模に被害が及んだ場合に通常のその査定をしてしまうと、その査定自体が時間がかかってしまって、当該年度内にどの程度の予算が必要なのかということでの予算措置ができないということで、今回そのスーパー簡易査定ということで、とにかく被害状況の全容を机上の計算、そういったところ、もう去年も現地も見ないでとか、そういったところで被害状況をつかんだ上で当該年度に予算措置をしてと、行政は当然予算主義でございまして、当該年度、予算措置をした場合には翌年度に繰り越して、それでも執行できない場合には事故繰という形の3年というのが基本的な考え方というところで、今3年ということでお話をしているところでございまして。

ただ、現状いろいろ熊本地震の際も営農再開に向けてということで、県国、総力を挙げて実施をしましたがけれども、結局その3年以内の営農再開100%までには届いていないというような現状もございまして。

今回も球磨村だけではなくて人吉・球磨全域、あるいは県北でも被災をしておる中でのということの状況でございまして、小川議員のおっしゃられることは、私もそのとおりでございまして、もう一日も早く営農再開したい方はいらっしゃいますので、そういう方々の思いに応えるというのは我々も同じでございましてけれども、なかなか制度の中でそこが、ほかにも先ほど課長が申し上げましたように、優先順位と申しますと大変失礼かもしれませんが、まずは住まいの再建、生活用道路というのがございまして、まずはそこに全精力を傾注していくというようなところで、どうしてもそこが順位づけというのが出てこようかと思っております。

ただ、そういう状況の中でも、住民の皆さん方がもうとにかく元に戻すだけでよかたいというような声が大きければ、そういった方向で我々も対応をしないといけないと思っておりますし、いや、この機会にというような話が少しでもあれば、そういった方々の思いにも応えていかないということですので、もう一度、その組合の方々とは当然意見交換をさせていただきながら、皆さんの思いというのをもう一度確認をさせていただきたいと思っております。

○議長（多武 義治君） 小川俊治君。

○議員（4番 小川 俊治君） 今副村長、今回の災害が広範囲に広がっているということ、当然この基準の中にも激甚災害の指定があるんですよ、普通というか一般の災害と激甚災害があるんです。激甚災害はそれでもやっぱり規模も内容も大きいわけでしょう。では、それは今の答弁の中でそのことを考えるならば、これは激甚をここに書く必要はないじゃないですか。

私は申し上げます。確かに一時期といいますか何年かの間、渡地区の農地の基盤整備、考えてきた経緯があります。しかし、なかなか思うように進まない状況の中で昨年度6月、豪雨災害のある前の月にだったんですけれども、一応白紙に戻しましょうということになりまして、今後、話は引き続き出されていくというふうに思いますけれども、一応この会議の中身については白紙に戻しましょうということになりました。ただ、県は本当はやりたいんですけれども、そういう状況になりましたので断念せざるを得ない状況があったんです。

そのこととまた別次元の、復旧はですね、捉えていただきたい。そして、ぜひともいわゆる流域治水の考えに沿った遊水池案とも切り離してもらいたい。早急な復旧、元に戻すというそういう事業をぜひやってもらいたいことを私のほうから要請をして、私の一般質問を終わります。

○議長（多武 義治君） 4番、小川俊治君の質問が終わりました。

○議長（多武 義治君） 本会議の途中ですが、ここで昼食のため休憩します。午後1時より再開します。

午前11時52分休憩

午後1時00分再開

○議長（多武 義治君） それでは会議を再開いたします。

一般質問を行います。

次に、7番、嶽本孝司君。質問時間は60分です。7番、嶽本孝司君。

○議員（7番 嶽本 孝司君） 通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

月日の経つのは早いものでして、7月の大水害から11か月が過ぎようとしております。解体

工事が進むにつれて、一棟一棟と消えゆく姿にさみしさを覚えます。この間、役場職員をはじめ、関係各位の復旧復興にご尽力いただいていることに感謝申し上げます。5月21日に仮設の相良橋が開通になりましたが、球磨川右岸の山間地の道路の復旧のめどはまだ立っておりません。難をされている方々に敬服の念を申し上げる次第です。

熊本県におきましては、県におきまして今年の3月に治水安全度を高めるために、県の復興計画が示されました。これについて、村の取組についてお尋ねをしたいと思います。

2番目に道路整備について伺いたいと思います。

昨年7月4日の未曾有の大水害前には、地下地区におきましては国道のかさ上げの計画と渡駅前前の改良計画がありました。現在、渡駅前前の改良工事が行われております。もう大体終わっている状況ではあります。これは水害前の県の計画でしたので、今回は水害によって国道の道路の高さ、そういうものも変わってくるんじゃないかと思っておりますので、この点と、もう一つは県道人吉水俣線、球磨川の左岸側、馬場地区の対岸になりますけれども、あそこも7月4日の大水害の前にもう着工の看板も出ていまして、工事を進めようとしていた矢先に水害に遭いました。ということで、あれだけの県の高さだと思うんですけども、この水害を顧みまして、県道の高さももっと上がるんじゃないかというふうに思っておりますので、この点について執行部の答弁を求めてみたいと思います。

次に、避難場所等高台移転について伺いたいと思います。

ヘリポートを兼ねた避難場所の必要性はないかというふうに思います。7月4日の大水害のときに、さくらドームの横に夕方から夜中遅くまでヘリが発着いたしました。あの光景はまだ忘れることがありません。近頃ではヘリの音を聞くたびにあの姿をずっと思い出してしまっておりますので、村内におきましてヘリポートを兼ねたような避難場所、これはいろんな自然災害に対して必要ではないかと思っておりますので、その点についても伺いたいと思います。

それから、肥薩線の復旧について、村としてはどういうふうにお考えになっているかということをお尋ねしたいと思います。

JR肥薩線は今から115年前の1908年、明治41年に開通しております。まさに私たちの年代の足でした。今回の復旧復興には、国や県が球磨川流域治水プロジェクトを立ち上げております。JR肥薩線の復旧は、球磨村の生活再建にも不可欠かと思っておりますが、村の働きかけについてお伺いをしたいと思います。

また、地域別協議会について、進捗状況をお尋ねいたします。

再質問は質問席より行わせていただきます。

○議長（多武 義治君） 7番、嶽本孝司君の質問に執行部の答弁を求めます。村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） ただいまの嶽本議員の質問についてお答えいたします。

まず、球磨川流域の復旧復興についてでございますけれども、通告内容にございました部分につきましてお答えをしたいと思います。

6月2日に開催されました球磨川流域治水協議会の資料によりますと、球磨村に関連する対策として、河道掘削、引き提、輪中提、宅地かさ上げ、遊水池整備が掲げられております。

このうち引き提は、堤防岸の流下断面積を増大させるため堤内地側に堤防を新築し、旧堤防を撤去するものです。引き提が整備されれば川幅が広がることから、新しい堤防内の土地の浸水リスクが軽減されることとなります。

先日の全員協議会において副村長のほうから、「引き提は下流域の水位を下げるもの」と説明がございましたが、国の今後の治水対策の在り方に関する有識者会議の資料では、効果が発現する場所は対象実施箇所付近であり、水位を低下させる効果はその上流に及ぶ場合があるとのことでしたので、おわびして訂正させていただきます。

また、遊水池は河川に沿った地域で洪水流量の一部を貯留し、下流のピーク流量の低減を図るものとされており、同じく有識者会議の資料では、治水上の効果として河道のピーク流量を低減させる効果があり、効果が発現する場所は流水地等の下流であるとされているところです。

いずれも一般論として申し上げたものであり、現地調査の完了次第、設計・検討に移り、設計の説明会が開催されることですので、その際に水位の低減効果も改めて確認してまいります。

なお、宅地かさ上げの方針についてですが、現在、地域別協議会において、住民の皆様のご意向をお聞きしているところでございます。

現状の国の説明では、渡地区については、緊急治水対策プロジェクト完了時点においては、堤防天端から越水しない状況になると推定されており、かさ上げ等の事業については計画されておりません。堤防高や被災水位までかさ上げするとすると、全て村が負担することとなることから、先般の県への要望においても全面的な支援をお願いしたところでございます。かさ上げの具体的な場所や高さにつきましては、地下、今村、山口地区の地域別協議会でのご意見を踏まえ、今月中には決定したいと考えております。

次に、国道と県道の道路整備についてお答えいたします。

渡地区の国道219号は、今年の豪雨災害以前にも渡小学校入り口の交差点部、それと下球磨自動車整備工場付近で内水等により浸水し、通行不能になったことがあり、国土交通省が球磨川の内水対策として、排水ポンプの設置や小川合流部の水位を下げるため、導流堤の整備を行っていただいております。熊本県でも小川の河川改修に伴い、堤防工事や小川に係る国道と村道の橋梁もかさ上げ工事を行っていただき、下球磨自動車整備工場付近も対策をされる予定でありました。

令和2年7月豪雨はその想定をはるかに超えるもので、国道のかさ上げは渡地区に限らず、緊

急輸送道路としての機能や球磨村の復興の鍵となる宅地かさ上げ造成計画にも関係する事項として、国県へ要望をしております。

また、県道人吉水俣線につきましても、山口から一勝地間のかさ上げ改修工事が始まったばかりで被災しております。引き続き早期復旧、かさ上げ改良を目指して要望を重ねてまいります。

次に、避難所等高台移転についてお答えいたします。

令和2年7月豪雨において、国道や県道、村道等が不通となり各集落が孤立したことから、救助活動における車両の使用が困難となり、自衛隊や消防団は徒歩による現場確認とヘリコプターによる垂直救助の方法を取らざるを得なくなり、総合運動公園グラウンドがヘリコプターの発着拠点となるなど、災害救助においてヘリポートは必要であると感じました。

昨年度の球磨村防災計画の自衛隊災害派遣計画では、球磨中学校、渡小学校、神瀬福祉センター「たかおと」、田舎の体験交流館さんがうら、球磨村総合運動公園、コミュニティセンターたかさわの6か所をヘリコプター離発着場予定地としておりましたが、仮設住宅を設置していることから球磨村総合運動公園を今年度から外し、5か所としております。コミュニティセンターたかさわを整備する折に、ヘリポートを兼ねた広場を整備した経緯もあり、今回のような災害に限らず、あらゆる災害に備えて避難所と併せてヘリポートを整備することは必要であると考えております。

ただし、現段階では被災者の生活再建が最優先課題であり、安全な土地、安全な宅地の確保の工事としてお示した8か所には民地も含まれており、希望者数、必要面積によっても残地がどれだけあるのか、また、避難所や防災拠点がどこにどれだけ必要となるのかを様々な角度でしっかり考える段階であります。ヘリポートを兼ねた避難所は、こうした課題を整理した上で必要であれば具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、JR肥薩線の復旧についてお答えいたします。

一部区間が不通になっているJR肥薩線について、熊本、鹿児島、宮崎3県の沿線16市町村でつくる肥薩線利用促進魅力発信協議会で、昨年10月20日、福岡市のJR九州本社に伺い、鉄道での全線復旧と運休期間中に交通利便性が低下しないよう求める要望書を提出いたしました。肥薩線について、百年以上にわたり沿線地域の生活、経済を支えてきた復興を図る上で必要不可欠であることをお伝えし、国や熊本県による球磨川治水対策の方向性を見て検討したいということとございました。

今年3月には国県などが球磨川流域治水プロジェクトをまとめたことを受け、鉄道として再建するための技術的な工法と費用の検討をすると、復旧算出に着手する考えを示されました。

一方で、肥薩線は経営から見ると非常に収支が厳しく、復旧には相当な資金を投入しなければならないことなどを考慮し、復旧の可否を判断されていることとなります。

いずれにいたしましても、日常生活や移動、または観光振興においても欠かせない線路であることから、早期復旧に向けて今後も県や沿線市町村と連携して、J R九州や国への働きかけを行っていくこととしております。

次に、地域別協議会についてお答えいたします。

令和2年7月豪雨からの復興に向け、復旧復興を着実に進めていくための施策の実施方針や地域別の復興まちづくりの方向性を示す球磨村復興計画を策定し、策定後の3月下旬には各地区で村づくり懇談会を実施しましたが、その際に説明したとおり、計画の推進に向けてはこれまでのアンケートに加え、より具体的な協議をしていただく場として地域別協議会の立ち上げをお願いいたしました。地域づくりや避難方法などの対話の場とともに、地域の方々の村づくりの意向を集約する重要な役割を果たす組織であると考えております。

協議会の運営はあくまで村民主体と考えていますが、優先的に解決したい課題もありますので、村も一緒になって取り組んでいきたいと考えておりますし、説明会形式ではなく、地域の課題や今後の村づくりについて、村民の方と行政が一緒になって考えていく場として活動していくこととしております。

4月には防災ブロック会議のメンバーを中心として5ブロックごとに集まっていただき事前打合せを行い、安全な宅地の確保について最優先課題としての位置づけをしました。その後、神瀬は地域全体で、渡は行政区や班ごとの地域協議会を開催したいとの申し出がございました。安全な宅地の確保についての議論を早急にしていただく必要があったことから5月に第1回の協議会が開催されております。

なお、協議会の運営や意見集約の場で、まちづくりについて知見のあるコンサルタント会社に委託をしており、今年度中に復興計画の方針等に基づいて、地域住民が主体となって住まい、暮らしの再建を中心に地域が抱える課題や将来像、ハード・ソフト両方の事業等を具体的に示した地域、地区別のまちづくり計画となる復興まちづくり計画を策定し、それに基づいた事業を実施してまいることとしております。

以上でございます。

○議長（多武 義治君） 7番、嶽本孝司君。

○議員（7番 嶽本 孝司君） 再質問を順次させていただきます。

まず初めに、地下、今村地区に遊水池が計画されております。遊水池が計画どおりに進められますと川幅が広くなるというふうに思っております。

そこでお尋ねしたいのですが、地下、今村地区、山口もそうだと思うんですけど、その生活される方の安全度、それは高くなるかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（多武 義治君） 副村長、門崎博幸君。

○副村長（門崎 博幸君） 遊水池にお住まいの今村、地下、山口等々のその安全度が高まるかというご質問でございましたけれども、今私どもが聞き及んでおりますのは、その遊水池につきましても、地役権方式と掘り込み方式の2つを同時に今検討されているということでございますけれども、いずれもその遊水池の中の区域が設定されますと、そこにお住まいの方につきましては移転をしていただくということが前提になっておるといことでお聞きをしておりますので、遊水池の中に住まいの場というのはないといえますか、これは移転をしていただくことが前提になっておりますので、その安全度と申しますのは住まいの場ではございませんので、また別な場所に村も関わりながら移転をしていただくということになるんだろうと思っております。

○議長（多武 義治君） 嶽本孝司君、マイクを使ってお願いします。

○議員（7番 嶽本 孝司君） すみません、私の再質問が少し悪うございました。おっしゃるとおり、遊水池内のほうに残った地下、今村地区の住宅ですね、じゃなくて、それから外に実施された後、移転されたところの残っている地区の安全度を聞いているわけです。私の質問が悪かったことを申し述べます。

それから、県が述べておりますのは地下、今村地区というその地名を出しておられる関係で、県がそれだけの地名だったのかなと、詳しくお知りでなかったのかなと思うんですけれども、再度確認しますが、山口も入ってくるんですね、そこをちょっとお尋ねしたいんですが。

○議長（多武 義治君） 嶽本孝司君、県じゃなくして国でよろしいですか。

○議員（7番 嶽本 孝司君） はい。

○議長（多武 義治君） 副村長、門崎博幸君。

○副村長（門崎 博幸君） 3月12日だったでしょうか、国のほうが村のほうで各地区ごとに説明会を開催いたしました。その中で図面としてきっちりこの場所として示しているのはなくて、あの当時はスライドを画面に映し出して、そこにこう赤丸が入っているようなところで、1日目はたしかその地区名は発言しなかったかと思っています。ただ2日目の説明の中では今村、地下地区が候補地となっていますというような説明をしておったように記憶をしております。

ですので、今、5月25日からだったですか、今ドローンによります今測量が入っているということでございますので、今国のその緊急対策プロジェクトの中で示されていますのは、流域の中でその遊水池分として600万立米を容量としては確保するというので、その候補地についてはその測量の結果を踏まえてお示しをさせていただくということでございますので、今、村としましては、その図面で記されたところを見ると山口のほうも入っているのかなということで判断をしておりますが、それがその地区全体に及ぶものなのか、例えばその山口なら山口の中でどこかに線が引かれていくものなのか、それはちょっと設計の最終的なものを見てみないと分からないのかなと思っております。

以上です。

○議長（多武 義治君） 7番、嶽本孝司君。

○議員（7番 嶽本 孝司君） 国としては遊水池につきましては、私の考えになるんですが、先ほど水位を述べられました600万立米よりももっと大きくその遊水池が取れば取れるだけトータル的な安全度は上がると私自身は思うんですけども、やはり広くするんであれば、今は現在、山口のところから堤防が地下地区を通過して今村、それからもう少し先の島田のありますと渡駅ぐらいまでずっと、導流堤まで堤防ありますので、何で山口をお話したかといいますと、あそこには今災害ごみ現場として解体しております。あれは村有地でございます、あそここのところも地下、山口の頂いた図面を見ますと、同じぐらいの面積があるんですね。であれば遊水池としてもっと広く取れると、そういう意味も含めて山口も含めてはどうでしょうかというお話をさせていただきました。

国交省は6月2日の流域会議で、2007年に策定されました現在の基本方針は1953年から2005年の降水データを基に基本降水高を認定されております。それで人吉地区には毎秒7,000トンで設計されていたわけなんですけど、昨年の7月豪雨災害での推定ピーク量は毎秒7,900トンでした。

だから7,000トンをオーバーしたので、今回の治水会議ではもう少し積増しの安全度を見直す基本降水高を引き上げる、ダムや遊水池など具体的な洪水調整の場所や機能が明記されるということで、もう少し全ての面で見直すというようなことというふうに、私は新聞のほうを見て受け止めたんですけど、村としては、この7月2日のそういう知事の方針について、安全度が引き上げられるかどうかということについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（多武 義治君） 副村長、門崎博幸君。

○副村長（門崎 博幸君） 今回の国の見直し等に伴って、その安全度が上がるのかというようなお尋ねだろうと思っています。先ほど村長のほうの答弁もいたしましたとおり、基本的にはまず河川整備の基本方針という大きな枠組みがございます。今回それを上回るような流水があったということでございます。

全国的にその河川整備計画というのが球磨川がまだ策定をしておらないということでございますので、今後その周辺等々もある中で、まずはその大きな基本方針を見直すということでございます。その見直しに伴って球磨川のその河川整備の基本計画が策定されるということでございますので、今後のその中長期的なそういったものも見据えたところでの基本方針が見直されると思っておりますので、これによって球磨川流域の安全度は高まるということ想定しております。

○議長（多武 義治君） 嶽本孝司君。

○議員（7番 嶽本 孝司君） 私も安全度が高くなるというふうに思います。

もう少し見直すということは、先ほど答弁ありましたように、今既存の堤防は使わないというふうに思うんですけど、安全度を高めるためには、もう少し高くしなければいけないんじゃないかというふうに思うわけですね。

今回、遊水池を造る計画を国がしておるんですが、遊水池には今度は周囲堤というお話が出ております。周囲堤によって、その遊水池をカバーするということですので、当然遊水池は入り口に近いほうですね、川側じゃなくて陸地に近いほうにされると思いますし、先ほど安全度をもう一回見直す、安全度を上げるということであれば、堤防よりも少し高くなるんじゃないかと思っておりますので、その周囲堤も現在のその堤防よりも高くなると思うし、高くしてほしいんですね。ご理解いただけますでしょうか。高くならんにしても、周囲堤というのは造らなければいけないという説明が昨日から何回もございました。

それで先ほど言いましたように、今現在ある国が計画しております遊水池につきましては、山口のところから渡駅の導流堤のところまで堤防がございます。だから、あそこを含めたところの周囲堤を私は村としての一つの考え方として、国が調査したりするときの一つの案として持っていたきたいんですよ。だから遊水池で囲みますので、堤防があるところの手前、もう極端に言いますと国道、JR線路があるところの球磨川沿いのほうですね、そちらのほうに周囲堤ができるものというふうに私は思っております。

それでこれも地域別協議会の中で、周囲堤は大体ここら辺にできるんですよと、これは調査しないと難しいという国の方針だと思うんですが、村としての線引きは、やはりそこら辺はお示しになるべきというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（多武 義治君） 副村長、門崎博幸君。

○副村長（門崎 博幸君） お答えをさせていただきます。

国だけではなくて、村としても独自の方針といいますか、そういったものを持ってというような訴えでございませけれども、基本的にちょっとこの部分になりますと、よりその技術的なものが入ってまいります。河川工学的にそこら辺の話が出てまいりますので、ちょっと我々の段階ではその大きな実例もございませんので、その遊水池という機能を果たすためにどういった規模、あるいはその先ほど小川議員のお話にもありましたとおり、そこで営農を希望されている方もいらっしゃるというような中で、どういった形が適切なのか、それはまた技術的なもの、あるいはその住民の皆様のご意見等々も踏まえてまた、国とその協議ができるものなのかも含めてちょっと検討させていただきたいと思っております。

○議長（多武 義治君） 7番、嶽本孝司君。

○議員（7番 嶽本 孝司君） すみません、私は協議ができるものと思うんですね、球磨村の中に造るんですから。一言言わせていただきます。

先ほど言いました周囲堤をできましたら山口のどうか導流堤のところまで、現在皆さん通行されておられると思うんですが、国道の小川橋のところから小川をこう見ますと、堤防が1メートルか1メートル50ぐらい下がっているんですね。だから後で国道の話もしますが、その高さぐらいいまで堤防にしる、周囲堤にしる上げていただいて、それから小川の堤防、あれは村道の小川の橋も架かっております。それから上のほうは同じような高さに堤防がなっておるみたいですね、小川の左岸側になります。

そうすると、小川の右岸側、千寿園があったところですね、あそこらも球磨村の橋のところ、小川の村道の橋のところが高くなっていますが、郵便局のところがまた堤防が下がっております。そして今度は茶屋地区のほうに引き堤の話が出ておりますので、その引き堤も含めまして、やはりさっき言いました国道の小川橋から、小川の右岸側のあそこにN T Tの電波塔が建っておりますが、あそこの堤防ももう1メートルから1メートル50ぐらい下がっておりますので、引き堤に対してもあそこも上げていただいて、小川の高さぐらいいまで引き堤を高くして小川地区、あるいはこちらの駅のほうの住民を守るために、その堤防で安全を高めるんだという考えを持っていただきたいということをお願いしておきます。

次に、道路についてお伺いいたします。

まず、今度はこれは県でしょうか、道路については高くします、かさ上げしますというお話はできていないんですが、村長答弁にありましたように、これから先要望していくということでした。ちょっと不思議的に思ったのは、今から村としては高く要望していくわけなんですけど、大体昨日ぐらいで工事が終わっておりますけども、国道の橋の付け根のところは道路が改修されて、これは予算があったからしたのかなというふうにちょっと思うんですが、下球磨自動車辺りのところが1メートルから1メートル40ぐらい上がるよという以前の計画の話も聞いておりましたので、当然それを実施するのであれば、私は小川の高さぐらいいまで国道を上げていただく、そういう国道、県道が上がることによって、また住宅整備、そういうようないろんなところにかかってくることですので、やはり基本となるものが早く県としてですか、国としてはそういうことは進めておられません、道路の復旧加速ということで、国交省八代復興事務局長の徳田さんがお話されております。

住民が通行できる応急復旧は完了した。一般車が通行できる本復旧は、国道をどの高さで復旧させるかという各自治体の復興計画と強く関連しており、まだ復旧時期が見通している段階ではないというふうに言っておられますので、地域別協議会においてそのところも強くまとめていただいて、強く国県に要望していけば、私は国道も、資料をいただいていることであれば、2メートルから2.5メートルぐらい宅地のかさ上げをという、この前、島田、峯のときにそういう案がございましたですね。

だから2.5メートル今のところの宅地をかさ上げるのであれば、国道もやはり2.5、だから小川の国道の橋の高さから一王子バス停、あそこまでもそのぐらいの高さまで上げていただきたい。村としては要望していくということですので、指定ですけれども、その高さといいますか、どこら辺までどのぐらいの高さというのが村長の頭の中に入れていけばお尋ねをしたいと思えます。

○議長（多武 義治君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） お答えいたします。

県への要望の折にも、宅地のかさ上げを、例えば峯地区辺りを宅地かさ上げする場合に、国道や県道においてもやっぱり同程度のかさ上げをしていただかないと、村づくりはできませんということで要望をしております。その辺は県にもですけれども、国にも今後とも要望してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（多武 義治君） 嶽本孝司君。

○議員（7番 嶽本 孝司君） よろしくお願いいたしまして、以前、私一般質問で、宮園地区のJRガード下、あそこが豪雨で水没しましてやはり通行できないということでございましたので、一勝地駅、球磨橋から現在の村営住宅、今解体してありますけれど、線路をまたいでまっすぐ山側に行って、一勝地駅の裏のほうに道路を迂回できませんでしょうかという一般質問をしたことがございました。今回、ガード下の県道も鉄道並みの高さに、あそこもぜひとも今まで球磨村が抱えている難題の一つだと思いますので、ぜひともあそこの改良をお願いしたいというふうに思います。

それからもう一点だけ、その道路に関しますと一王子バス停がございます。あそここのところの信号がこちらから人吉に向かっていきますと、右側のほうに線路を渡っていくほう、あれは村道大無田線ですが、あそここの信号が手動点滅といいますか、横断歩道のときだけ押しとまるというようなことで、人吉に向かって左側は、前は村営一王子団地がございましたので、そこにちゃんとした十字路の通行場所ではなかったと思います。今回、あそこが水害で被災しましてなくなってしまっておりますので、今回あそこはちゃんと十文字下、運動公園にも信号をちゃんと使って往来できるようにお願いできればというふうに思います。

これは2年ぐらい前に私たち産業厚生委員会のほうで現場を見て、そのときに職員の方にも同行していただいたんですけれども、あそこも交通事故の多いところでしたので、あそこにスクールバスもとまりますので広く設けてということで、水害前でしたので広く設けて準備はされていたんですけれども、近頃水害があつてから、その道路の改良意欲がストップしている、多分皆さんそうだというふうに思うんですけれども、だからそれはそれとして、できましたら今回は信号機

のところ、運動公園に曲がる、また村道大無田線に行くところ、それと国道をちゃんとした信号で動けるような形にさせていただきたいという、道路についてはそういうふうに思っております。よろしく願いいたします。

それから次に、先ほどお願いしました避難場所の高台移転です。

ほかにある程度の復旧復興が進んでいけば、ヘリポートを設けた避難場所もつくるというふうにおっしゃいました。現在、おっしゃるとおりさくらドームも使えませんし、「たかおと」ですね、計画にもあります、あそこも使うことができませんので、昨夜でしたか地震もございました。

自然災害といいますのはどんなことが起きるか分かりませんし、やはり交通手段がストップ、大きな災害があったときは何らかの形で人を移動させないといけない、やはり何かに頼らないといけない、だからそういう受け皿としてのヘリポートも必要じゃないかと思えますし、一勝地につきましては、小中学校のグラウンドということもあるんですが、役場にもちょっととめられないかと思っておりますので、上原の台地ですね、一勝地駅の裏、あそこら辺りにもできないのかなというふうに思っております。

それから上原に、これは通告は出していなかったかと思うんですけど、集団移転ですね、そういうものを兼ねて、聞きますと集団移転というのは異常があれば集団移転ができる、国の後押しがある、補助があるというふうに聞いておりますし、国がしてくれるというお話ですので、できましたら場所といいますか、水害で孤立してどうもできないという方が仮設住宅のほうに行っております。集落ごと行っておられるところありますので、そういうところの集落の方に、やはりある程度村から土地を確保して、今はアンケート調査でここに行きたいという調査をしながら、それに基づいて宅地の場所を決めておられる状況であります、中にはやはり村としてこういうところがありますよ、こっちはどうですかというふうな誘導というんですか、そういうことでも復旧復興を進めていってほしい。

それからその上原の高台でいきますと、集団移転とかになってきますと道路とか宅地の水位もそういうことで整備されますので、そういうところもいいのかなというふうに思いますので、ぜひともそういうお考えを持っていただきたいというふうに思うんですが、村長、いかがでしょうか。

○議長（多武 義治君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） お答えします。

まず、宮園地区のJRの鉄橋の線路の下ですね、あそこの件は本当に大きな課題となっております。ただ、本当にJRが絡んでいるだけに、その球磨橋を渡ってから線路を越えて道を通してという考え方もあるのかなということで、執行部のほうでもその辺が議題になったことは、話合いの中に出てきたことはございますけれども、どうしてもそのJRが踏切というのはあまりさせ

ないということらしいんですね。ですから、この辺はまだ今後JRの再開、再建とか、そういうのも絡んできますので、しっかりと今後の課題として取り組んでいきたいと思っております。

そして上原地区ですけれども、そこにも先日、川口林業さんと共にちょっと行かせていただいて現地を見せていただいたところでございますけれども、そこも登記関係がしっかりできていないとか、いろいろ課題があるようでございます。ですから、なかなか造成地としていきましようというところまでスタートができないようなところでございます。

まだそこについても、まだしっかりと地域別協議会での皆さん方の意向は聞いておりませんので、そういうこともきちんと踏まえた上で考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（多武 義治君） 7番、嶽本孝司君。

○議員（7番 嶽本 孝司君） 今、一勝地の台地のお話が出ましたけれども、神瀬1区では今平という何か高台があるというふうに聞いておりますので、あそこもお考えになっていただければと。いろいろ難題、問題あると思えますけど、よろしく願いして、集団移転先として高台移転、先ほどから何度も言っておりますように、球磨川の右岸側の集落地区は被害が大きくて、元の地区での生活、なりわいは不可能ではないかというふうに思います。集団移転先を村のほうで準備、確認して、その地区を村のほうからどうですかというような推進していただくような方向性、それをぜひ持っていただきたいというふうに思います。

次に、肥薩線について再質問をさせていただきます。

先ほど村長のほうからJR九州本部のほうにも行って要望活動をしているということで、ぜひともお願いしたいということなんですが、あれだけの被害を受けますと、技術面について本当に難しいというような面が出てくるかと思えます。

私たち、球磨川の左岸側を県道と並行してJRの線路が走っております。県道が路線よりも下にありまして被害も大きく、芦北、坂本地区においては、一部生活道路として立ち上げるために線路をコンクリで固めて通行されております。私も行くことがありましてあの姿を見たときに、JRは復旧するのかなともう本当に思った次第であります。何とかして復旧をお願いしたいと。

先ほど技術面でというお話がありましたんですけど、これは私の考えであって、技術面かどうかちょっとわかりませんが、私なりに考えてみましたので述べさせていただきます。

現在、私たちが目にするのは、那良口駅から一勝地駅までの間に、馬場地区の本当に対岸側ですね、先ほど言いましたように県道もかさ上げをとという看板が出ていたときに水害が来ました。あそこだと思えますけれども、今こちら国道から見ますと、今吹き付けがしてありますけれども、線路がぶら下がっている姿を目にするかなというふうに思うわけです。であれば今、昨年計画がありました県道を高くするという計画であれば、県道を線路並みの高さに上げたらどうでし

ょうかと思うわけです。そうしますと線路の復旧も早くなる、ご理解していただけましたでしょうか。

今現在あるのは県道が下、線路が上というのを、それを線路のための路肩がございまして、当然直角ではありません、斜めの路肩があります。それだけの面積があるので、そこをきちんと復旧しないと線路の復旧はできないと思いますが、昨年、その前から県の人吉水俣線も高くしますという話がありますので、思い切ってその県道も線路並みに、大体線路というのはまっすぐに走っているというふうに思っておりますので県道も、県道は少し蛇行していますが、同じ高さを持って行ってやりますと、その路肩の部分がなくなって並行して走っていきますと、すんなりJRさんとしても工事が進むんじゃないかというふうに私は思うわけですが、だからこれについて村長に問うわけではないんですけど、これは私なりにいい考えだな、JRか県は県道ですので、そこら辺を含めてお話していただきたいと思うんですけど、今話を聞いて、そんな話も一点、いい案件かどうかそれは別にしまして、一つの提案としてお話していただければいいかなと思うんですが、どうでしょうか、その点ちょっとお尋ねいたします。

○議長（多武 義治君） 村長、松谷浩一君。

○村長（松谷 浩一君） ほかの被災地では鉄道だったところを道路にして、そしてしばらくしてから鉄道に再建したという、そういう事例もございますようですので、その辺はちょっと技術的な、それが球磨川沿線に活用できるのかというのはちょっと疑問点は残りますけれども、そういう案もあったということで私の頭の中には入れておきたいと思います。

以上でございます。

○議長（多武 義治君） 7番、嶽本孝司君。

○議員（7番 嶽本 孝司君） ぜひとも頭の中に入れていただいて、そういう協議会のときに答弁の機会があれば答弁していただきたいというふうに思います。

それからもう最後になりますけど、地域別協議会につきましては、昨日より多くの答弁をいただきました。今後の復旧復興の事業とするものが地域別協議会であるとするならば、私も当然あるというふうに思っています、あるとするならばアンケート調査による進め方もよい方策だというふうに思っておりますが、やはり執行部としては提示しなければならないことですね。

先ほど話しております遊水池における周囲堤の線引きなんかはどこら辺にしましょうか、大体案としてはここですよということが私は言っているし、言えると思うんですね。先ほどその周囲堤の中で農地をされる云々もちょっとあったんですけど、そのところはまた補償しますとか、その中に家を造ってどうのこうのじゃないと私は思うので、そういう周囲堤の線引きなんかをできれば誘導していただきたい。村としては安全性を高めるために、さっき言いました山口からもう導流堤のところまで堤防化、周囲堤で囲むというか、そういうことも検証していただきたい。

それと6月2日の知事の発言からさせていただきますと、国道、県道もかさ上げをする可能性があるというふうに私も思っておりますし、実はこれはここにいらっしゃる全職員の皆様に配られたものだと思います。県知事がダム関係の治水対策で10月にさくらドームにお出でになったときの、今回の洪水高とこれは川辺川ダムがあったときに推定される水位ということで提示してございます。

これから話しますと、川辺川ダムは今ございます渡の堤防、あそこの高さまでダムができたならば来ない。今回の水害のピーク時はどれだけだったかという、その堤防の1.8メートルぐらい高かったですというようなことであります。今回、見直しとなれば、やはりこの堤防も少し上げないと、さっき言った見直しの部分には入ってこないかなというふうに思います。

それからもう一点、その治水対策によって実際にこれ一勝地の友尻のところの下の民家のところの水位高が示されてあります。これを見ますと、川辺川ダムが推定される水位と今回の水害のピーク時の差が1.3メートルほどあったということで、県の方に聞きましたら、川辺川ダムが存在した場合に推定される水位のところまでかさ上げしますという説明でございましたので、本当ですかということで再度電話を入れましたら、そういう方向でいきますということでしたので、こういう数字については、やはり村も執行部も持っていていただいて、分からなきゃもう一回電話くださいというお話もされましたので、そうした上で地域別協議会も進めていくべきじゃないかと思っておりますし、今回も6月2日の県の会議を見ますと1.3メートルよりもちょっと1メートルぐらいになると、かさ上げ高ももうちょっと上がる、あと50センチは上がるんじゃないかというふうに判断しておりますので、そういう点につきましても、もう1年もたってきました、当初はもうばたばた皆さんされていたと思うんですけども、今は復興計画がある程度、数値的、いろんな面で煮詰まってきていますので、もうある程度揺るがないようなところは持っていていただいて、地域別協議会に臨んでいただきたいと思います。

以上で、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（多武 義治君） 7番、嶽本孝司君の質問が終わりました。

○議長（多武 義治君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、明日6月10日午前10時から開きます。

本日は、これで散会とします。お疲れさまでした。

午後1時53分散会
